

「罹災証明書」と「被災証明書」

地震・台風・大雨・洪水・落雷・暴風等の災害により、住家等（居住している建物、営業している事務所、工場、作業所、倉庫等）への被害を受けた場合、公的支援や保険請求の手続きのために、町で発行する証明書が必要になる場合があります。こういった場合に、町では「罹災（りさい）証明書」、または「被災証明書」を発行しています。

罹災証明書

「罹災証明書」とは自然災害による住家（居住している建物。持家、借家、貸家。）の被害程度を証明するものです。税や各種補助金、見舞金、保険請求等で提出を求められる場合があります。

証明書の発行にあたり、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により住家の被害状況について町の職員が現地調査を行い、被害程度を証明します。この判定内容により各種支援の内容が変わってきます。

町HPまたは役場税務課窓口に備え付けの「罹災証明書交付申請書（様式第2号）」で申請者の身分証明書を提示して申請してください。後日行う現地調査に基づき証明書を発行します。

申請は災害のあった日の翌日から3か月以内に行ってください。それ以降は申請できませんので早めの申請をお願いします。

被災証明書

「被災証明書」とは、自然災害による人的被害（死亡・重症等）、非住家及び物的被害（事務所、店舗、工場、作業所、倉庫、車、門、塀、家具、家財等）について、写真や資料に基づいて確認し、被災者から被災の届出があったことについて証明するものです。このため、「現地調査」は行わず、被害程度についても判定しません。また、写真や資料に基づいて確認できたものについてのみの証明となります。

申請には、町HPまたは役場税務課に備え付けの「被災届出書兼被災証明書申請書（様式第6号）」に写真等の資料を添付し、申請者の身分証明書を提示して申請してください。

申請は災害のあった日の翌日から6か月以内に行ってください。それ以降は申請できませんので早めの申請をお願いします。

【お問い合わせ先】

矢巾町役場 税務課 資産係 TEL 019-611-2524(ダイヤル)